

釜石都市計画用途地域の変更（釜石市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	その他及び備考
第一種低層住居 専用地域	約 94ha	8/10 以下	4/10 以下	1.0m	—	10m	6.4%
第一種中高層住 居専用地域	約 322ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	22.1%
第二種中高層住 居専用地域	約 60ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	4.1%
第一種住居地域	約 321ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	22.0%
第二種住居地域	約 4.5ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.3%
近隣商業地域	約 57ha 約 22ha	20/10 以下 30/10 以下	8/10 以下	—	—	—	
小 計	約 79ha						5.4%
商業地域	約 46ha	40/10 以下	—	—	—	—	3.2%
準工業地域	約 221ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	15.2%
工業地域	約 35ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	2.4%
工業専用地域	約 275ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	18.9%
合計	約 1,458ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

中心市街地における商業・業務機能の集積と適正な土地利用を図るため、本案のとおり変更するものである。